

令和7年7月8日
総務課

職員の懲戒処分の公表について

外ヶ浜町長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分に係る事案の内容

令和5年度事業の一部を令和6年度に繰り越ししていた事業である、「社会保障・税番号制度システム改修」について、業務委託を行い令和7年3月に業務が完了し、同月中に委託業者からの請求書を受理していたが、職員間の認識の相違により出納閉鎖期間である5月末までに支出命令の執行がされなかったため、歳入済みであった国庫補助金「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」303万6千円を国に返還することとなったものです。

2. 被処分者及び処分内容等

○被処分者1

(1) 役職 総括班長

年齢：40代

(2) 処分事由

社会保障・税番号制度システム改修業務の不適切処理

(3) 処分年月日

令和7年7月7日

(4) 処分内容

戒告（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1.2号）

○被処分者2

(1) 役職 課長補佐

年齢：50代

(2) 処分事由

社会保障・税番号制度システム改修業務に係る請求書保管の不適切処理

(3) 処分年月日

令和7年7月7日

(4) 処分内容

訓告（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1.2号）

○被処分者 3

(1) 役職 管理職

年齢：50代

(2) 処分事由

業務の不適正な処理による本事案を防止するための適切な指揮監督を欠いたため

(3) 処分年月日

令和7年7月7日

(4) 処分内容

訓告（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1.2号）

○被処分者 4

(1) 役職 管理職

年齢：50代

(2) 処分事由

業務の不適正な処理による本事案を防止するための適切な指揮監督を欠いたため

(3) 処分年月日

令和7年7月7日

(4) 処分内容

訓告（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1.2号）

3. 今後の対応

今回の業務委託料に関する未払いにつきましては、組織としてのチェック体制が不十分であったことに加え、職員間での認識の相違や確認不足により、ミスを防ぐ意識が徹底されていなかったことが原因であると考えております。

今後は、組織全体で事務処理の適正化を図り、再発防止に努めてまいります。

4. 特別職の責任

(1) 処分内容

◇町長：給料月額10/100を2月減給

◇副町長：給料月額5/100を1月減給

(2) 処分事由

町政運営の総括責任者としての責任を重く受け止め自戒による措置。

(3) 町長コメント

この度の不適正な事務処理により、町民の皆さまの信頼を損なう事態を招いてしまいましたことに対し、誠に申し訳なく深くおわび申し上げます。

今後、町といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、組織全体によるチェック機能の強化をはじめ、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる向上を徹底し、再発防止策を確実に講じてまいります。今後も、全庁をあげて町民の皆さまからの信頼回復に努めてまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

外ヶ浜町長 山崎 結子

お問い合わせ先：外ヶ浜町役場総務課
電話（0174-31-1111）総務課：登坂